

誓 約 書  
〔博士後期課程進学希望学生対象〕

国立大学法人京都工芸繊維大学長 殿

年月日： \_\_\_\_\_

学生番号： \_\_\_\_\_

氏名： \_\_\_\_\_

自署： \_\_\_\_\_

私は、国立大学法人京都工芸繊維大学基金奨学生の採用候補者として決定された場合は、次の事項を誓約します。

注) 令和 4 年 9 月に本学大学院博士前期課程に入学し、令和 6 年 9 月に博士前期課程を修了する予定の人は、本誓約書において「令和 6 年 4 月」とあるのは、「令和 6 年 9 月」と読み替えるものとします。

1. 令和 6 年 4 月に本学博士後期課程に進学した後、正式に国立大学法人京都工芸繊維大学基金奨学生として採用が決定することを了承すること。
2. 次のいずれかに該当することとなった場合は、国立大学法人京都工芸繊維大学基金奨学生の採用を辞退したのとして取り扱われることを了承すること。また、奨学生として採用が決定し、奨学金が支給された後でも、次のいずれかに該当することが判明した場合には、奨学生の採用を取り消し、支給済の奨学金は返還することを了承すること。
  - ・令和 6 年 4 月に本学大学院博士後期課程に進学しない場合（本学大学院博士後期課程入学試験（令和 6 年年 4 月入学）に不合格となった場合を含む。）
  - ・令和 6 年度日本学術振興会特別研究員に採択される場合
  - ・令和 6 年 4 月より京都産学共創フェローシッププログラム後継事業（次期博士支援事業）に採用される場合
  - ・令和 6 年 4 月より定期的な収入（定職（アルバイト等の有期雇用を含めない）による給与収入等）及び給付型の奨学金の合計金額が月額 15 万円以上となる場合
  - ・令和 6 年 4 月より国費外国人留学生に採用される場合
3. 上記 2. のいずれかに該当することとなった場合は、その事実を速やかに京都工芸繊維大学に申し出ること。

私は、国立大学法人京都工芸繊維大学基金奨学生に採用された場合は、次の事項を誓約します。

4. 国立大学法人京都工芸繊維大学基金奨学生に採用された後、上記 3. の申し出を怠っていたことが判明した場合、国立大学法人京都工芸繊維大学基金奨学生としての採用は取り消されることを了承し、支給済みの基金奨学金を京都工芸繊維大学へ返還すること。
5. 博士後期課程在籍中に、申請書類に重大な虚偽の記載があった場合や、懲戒処分を受けた場合等、本学学生としてふさわしくない行為を行った場合は、基金奨学金を京都工芸繊維大学へ返還すること。
6. 博士後期課程在籍中に退学（単位修得退学を除く。）した場合は、在学期間や事情を勘案して京都工芸繊維大学が求める額の基金奨学金を、京都工芸繊維大学に返還すること。
7. 京都工芸繊維大学の指定する時期に、所定の報告書を京都工芸繊維大学へ提出すること。また、当該報告書が本学ホームページに掲載されることを了承すること。
8. 本学が、氏名、所属、研究課題等を、本学が発行する広報媒体へ掲載することを了承すること。また、各種統計調査、各種行事等での情報提供に協力すること。

以上